

	子ども計画掲載	事業	担当課	事業概要
施策 (1)-①生活環境に配慮した学習支援				
		教員の働き方改革推進事業	教育指導課	日野市立小中学校における教職員の働き方改革の推進
		モバイルWi-Fiルーター貸出（学校へ貸与）	教育指導課	家庭の経済状況等により自宅のインターネット環境が整っていない児童・生徒の学習機会を保障するため、学校へモバイルルーターを貸与（配備）する。
	○	無料塾への補助(子どもの学習等支援活動補助金)	セーフティネットコールセンター	有料の塾に通うのが難しい子どもや、学校以外で勉強する場所がない子どもが学べる場所を提供している団体に対して補助金を交付する事業。
		図書館の可能な範囲での子どもの学習スペースの設置	図書館	図書館の学習スペースの周知・広報による利用啓発
		就学・進学・転学相談	発達・教育支援課	個別最適な学びのために、就学・進学・転学相談を経て、検討会を行い、最適な学びの場を提案する
施策 (1)-②学習意欲の経済的な面からの支援				
		生活保護教育扶助	生活福祉課	生活保護受給世帯における、義務教育を受けるために必要な学用品費等の支給を行う
施策 (2)-①子どもたちの心を支える環境の充実				
		学校教育基本構想の推進	教育指導課	個別最適な学びと協働的な学びの推進
	○	スクールカウンセラー	教育指導課	全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・研修、保護者に対する助言・援助、ストレスチェックや授業観察等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア等を行う。
	○	専門指導事業	発達・教育支援課	言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング（SST）等を実施する。
		外国人児童・生徒への講師配置	教育指導課	日野市立小・中学校に在籍し、外国から来日または帰国した日本語の理解が十分でない児童・生徒に対して、授業中の通訳や家庭との連絡の補助等を行う。
	○	・不登校対策及び不登校児童・生徒への支援	教育指導課 教育センター 発達・教育支援課	児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える児童・生徒が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。 ・校内登校支援教室を設置できるよう、家庭と子どもの支援員、別室登校指導支援員等を必要に応じて配置する。【教育指導課】 ・新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりができるよう授業改善について指導・助言を行う。【教育指導課】 ・三沢中学校に設置したチャレンジクラスで、不登校の生徒に対して必要な支援を行えるようにする。【教育指導課】 ・フリースクール等に通う不登校児童・生徒の状況を把握し、個に応じた不登校対応ができるようにする。【教育指導課】 ・教育支援コーディネーターを配置し、不登校となる児童・生徒が少なくなるよう支援の充実を図る。【教育センター】 ・不登校児童・生徒の保護者向けのパンフレットを作成し、多様な学びの場や支援の仕組みがあることを周知する。【教育センター】
		児童相談所との連携	子ども家庭支援センター	必要に応じて児童相談所と連携を図り、適切な支援を行う
施策 (2)-②遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供				
	○	地域の多様な主体と子どもが交流する機会の増大	文化スポーツ課 子育て課	・市内小学校で日野市ゆかりのアーティストによるアーティストフェスティバルの実演、体験予定【文化スポーツ課】 ・市内小学校で日野市ゆかりのアーティストによるアーティストフェスティバルの実演、体験予定【文化スポーツ課】 ・「ななおBONまつり」、「谷中山まつり」「育成会」「PTAまつり」等依頼による児童館コーナー出店【子育て課】

基本的な方向性1

	産業まつり 以外は○	様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供	産業振興課 図書館 教育指導課 子育て課	<ul style="list-style-type: none"> 産業まつり【産業振興課】 援助を必要とする子どもと関わる団体・施設へのリサイクル資料の提供【図書館】 出張おはなし会【図書館】 図書館利用案内【図書館】 芸術文化創造性育成事業【教育指導課】 全小中学校、全学級における本物体験、職業体験などの実社会体験の機会の拡充【教育指導課】 毎年夏に市内小学生を対象とした、東京都民の森（檜原村）での自然散策と木工工作を体験する【子育て課】
		市民親子野菜塾	都市農業振興課	市内農業者の協力による「農業体験」の実施
		移動教室及び修学旅行	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 小学6年生修学旅行における児童旅費の補助 中学校3年生修学旅行における生徒旅費の補助

施策 (1)-①食習慣の改善、食事提供等の支援

		子どもへの食育の推進	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> 情報を共有し、学校、保育園、児童館等での子どもへの食育の推進（食習慣、豊かな心の育成、第5期食育推進計画に沿った拡充） おやつ作り、食事づくり、キャンプ自炊を開催
		公民米養生会	保育課	情報を共有し、学校、保育園、児童館等での子どもへの食育の推進（食習慣、豊かな心の育成、第5期食育推進計画に沿った拡充）
		「給食だより」等による情報発信	学務課	情報を共有し、学校、保育園、児童館等での子どもへの食育の推進（食習慣、豊かな心の育成、第5期食育推進計画に沿った拡充）
		日野市フードパントリー活動補助金	セーフティネット コールセンター	市内において生活困窮者等に対する食糧提供と同時に、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、相談支援窓口を利用していない生活困窮者を適切な相談支援機関等につなぐための支援を行う団体に対し、当該活動に要する経費の一部を補助する。
		児童館での食料配布	子育て課	市内児童館10館でフードパントリーを実施する。

施策 (1)-②健診結果等による気づきと情報共有による支援

	○	日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会	子ども家庭支援センター	関係機関と連携した児童虐待防止と虐待防止に係る見守り強化（連携の強化）
	○	新生児・乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有	子ども家庭支援センター	新生児・乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診を実施する関係部署や関係機関の情報共有と連携強化

施策 (1)-③生活習慣等の定期的な把握

		健診の実施及び配慮を要する児童・生徒への支援機関の情報提供	学務課	所見を通知する際に支援機関の情報提供（両面印刷、チラシ同封等）を行う。
--	--	-------------------------------	-----	-------------------------------------

施策 (2)-①子どもと親が安心できる居場所環境の充実

	○	児童館事業及び児童館の中・高生向け事業等	子育て課	子ども達にとって身近で安全安心な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 <ul style="list-style-type: none"> 日野市中高生お便り「あそびバ」を発行・配布 中高生世代向けの施設開放、「中高生タイム」「中高生専用の時間延長開館」等 自習用「勉強ルーム」等の開設 日常来館から中高生のニーズの聞き取り実施
	○	子どもの居場所としての公園整備（遊具の充実、街灯設置）	緑と清流課	
	○	市内でプレーパークを開催する団体への活動支援	子育て課	地域の自然が残る環境等を活用し、野外経験豊かなプレーリーダーや地域の大人等が見守る中で、子ども達が自ら考え工夫して遊びを作りだし、自らの責任において自由に遊び、だれでも参加することができる地域の居場所であるプレーパークを運営する団体に対し、活動の充実・継続を支援することで、子ども達の遊び場・体験の場の充実を図る。
	○	子育てサークル・子育て支援グループへの支援	子ども家庭支援センター	子育てサークル・子育て支援グループへの活動等に対する支援
	○	市民活動支援補助金等市民活動支援	地域協働課	<ul style="list-style-type: none"> 時代にあった形での補助制度の実施等、市民活動の財源確保のための支援を行う。 ひの市民活動支援センターを拠点として、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。

	○	幼保小連携推進事業	学務課	幼児教育から小学校教育への架け橋期における円滑な接続
		学童クラブ育成時間の拡大、対象者の拡大検討	子育て課	学童クラブ育成時間の拡大、対象者の拡大検討を行う。
	○	放課後子ども教室ひのっち	子育て課	放課後の子どもたちの安心安全な居場所づくり（放課後子ども教室「ひのっち」の実施）

施策 (2)-②子どもと親の相談機能の充実

		養育家庭啓発活動	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健全な成長を図るための養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図る 養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを引き続き実施する。
	○	子どものこころ電話相談	発達・教育支援課	困難を抱える子どもへの寄り添いと心のケア
	○	女性相談	平和と人権課	自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性のこと、夫やパートナーからの暴力、不安な時などに女性相談員がお話をお伺いする相談窓口。性別問わずどなたでも相談できる。

施策 (1)-①家庭の自立に向けた支援の充実

		八王子・日野しごとと子育て両立支援面接会（ハローワーク八王子・八王子市共催）	平和と人権課	女性の再就職支援、ハローワークと連携した就労支援
		弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化	市長公室	<ul style="list-style-type: none"> 法律相談の実施及び周知（弁護士による30分間の無料相談） 市役所以外での相談窓口の案内（パンフレット等による案内）
	○	ひとり親家庭養育費確保サポート事業	セーフティネットコールセンター	養育費の取決め、受取りのために無料弁護士相談の利用に繋げる。また、公正証書作成等の手続きに要した費用の補助
	○	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金・母子家庭及び父子家庭等自立支援教育訓練給付金	セーフティネットコールセンター	母子家庭等の経済的自立に向けて資格取得、就労に向けての受講支援の強化
	○	ひとり親支援セミナーの充実	セーフティネットコールセンター	ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。
	○	養育困難者のセーフティネットとしての母子生活支援施設の活用	セーフティネットコールセンター	母子生活支援施設に入所が必要な母子の手続等を支援し、入居後は自立に向けて継続的に支援をする。
		若者に対する就労支援員の活用、就労支援の強化	障害福祉課	<p>若者（中退者・ニート・フリーター等）に対する就労支援員の活用、就労支援の強化（日野市障害者生活支援センターくらしごと、ハローワーク八王子、ナイスワーク高幡、しごとセンター多摩、市内企業、関係機関等との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日野市障害者生活・就労支援事業【障害福祉課】 関係機関の実施する就職面接会、企業説明会、職業訓練校生徒募集などの広報掲載（毎月）【産業振興課】 就職面接会、企業説明会、セミナーの関係機関との共催による実施【産業振興課】
	○	ハローワーク八王子の支援員による巡回相談（原則毎週木曜日の午後）	セーフティネットコールセンター	就労支援員による支援やハローワークと連携したひとり親等の生活困窮者への就労支援強化
		生活保護制度における各種扶助等	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援費 生活保護生業扶助（技能習得費） 就労自立給付金の支給 進学準備給付金 就労活動促進費の支給
	○	母子・父子自立支援員の相談体制の充実	セーフティネットコールセンター	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けてきめ細やかな支援を実施する。また、課題解決に向けて関係機関との連携強化。
	○	母子・父子自立支援プログラムによる自立に向けた支援の実施	セーフティネットコールセンター	ひとり親家庭の状況、ニーズ等に対応したプログラムを策定し、活用することで、継続的な自立又は就業の支援を実施

	○	母子及び父子・女性福祉資金の貸付	セーフティネットコールセンター	母子及び父子・女性が経済的に自立し、安定した生活を送れるようになることを目的に資金の貸付を実施
		雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発	平和と人権課 産業振興課	雇用における男女平等推進のための情報提供、啓発【平和と人権課】 日野市商工会へ雇用における男女平等推進のための情報提供【産業振興課】
		生活保護受給者への就労支援員による就労支援の実施	生活福祉課	就労能力・意欲がある生活保護受給者に対し、早期の一般就労や安定した生活基盤の確立を目指して、個別相談や情報提供、就職活動のサポートを行う

施策 (2)-①公的制度による適正な支援

		生活保護の適正な捕捉による生活支援の強化（進学、就労に向けた自立支援プログラムの推進）	生活福祉課	・就労阻害要因のない方は全て就労支援プログラムへつなく。また、傷病、障害などの課題があっても就労の意思がある方へは積極的な支援をする。また、就労訓練事業の活用を検討する ・学習支援プログラムの対象者すべてに対する学習環境の把握と支援情報の提供、大学進学やその後の就職など人生を見据えることができるような支援
	○	子ども医療費助成制度	子育て課	養育するこの年齢に応じた医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金を助成。所得制限なし。 ・6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証 ・15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証 ・18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証
	○	各種手当等の支給	子育て課	・児童手当の支給 ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の給付
		生活保護受給中の高校生の就労収入認定の特例	生活福祉課	生活福祉課に確認中
	○	ひとり親家庭医療費助成制度	子育て課	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満 要件あり）を監護する者等にひとり親家庭等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）を助成。
	○	認可外保育施設等在園児及び私立幼稚園園児の保護者への補助	保育課	・認証保育所、企業主導型保育事業、認可外保育施設に入所する児童の保護者に対して補助金を交付し、保護者負担の軽減を図り、児童の健全な育成を推進する。 ・私立幼稚園に入所する児童の保護者に対して補助金を交付し、保護者負担の軽減を図り、児童の健全な育成を推進する。
		学童クラブ費の軽減	子育て課	世帯の状況による減免制度(生活保護世帯、住民税非課税世帯、2人以上学童クラブに入所している世帯、ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯)
		児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給世帯への下水道使用料の減免	下水道課	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯の下水道使用料の基本料金（2か月で1.6mまで）を減免する。
		ゴミ袋購入費用の減免	ごみゼロ推進課	次に該当する世帯に対しては、申請に基づき、指定収集袋の無料交付の実施（対象者からの申請に基づき、市から指定収集袋引換券を郵送。資格継続の世帯については、4月と10月の下旬に指定収集袋引換券を郵送。） 1.生活保護世帯 2.児童扶養手当受給世帯 3.特別児童扶養手当受給世帯 4.市長が特別な理由があると認めた世帯
		駐輪場使用料の減免	道路課	学校教育法に規定する学校などに通学する方や、身体障害者、生活保護受給者などの方は定期料金の減免を行う。（定期利用のみ）

施策 (1)-①子育てに関する親の精神的な不安の緩和

		基本的な生活習慣や社会的ルールを学べる講座等の実施と充実（保護者対象）	生涯学習支援課 (中央公民館含む)	・各校PTA家庭教育学級への運営業務委託の実施 ・市主催 家庭教育をテーマとした講演会やイベントを開催 ・各校PTA家庭教育学級報告会の開催
	○	産後ケア	子ども家庭支援センター	出産後の母子に対し、自宅や施設で休息や授乳、育児に関するケアを受けることができるサービス。 1.お母さんのケア（健康状態のチェック、乳房ケア、通所型・宿泊型の食事の提供など） 2.赤ちゃんのケア（体重・健康状態のチェックなど） 3.育児の相談（授乳、沐浴、スキンケアなどの助言） 4.育児サポート（休息、心身のケアなど）
	○	産婦人科・小児科オンライン健康相談	子ども家庭支援センター	小児科医、産婦人科医、助産師による24時間対応可能なオンライン健康相談。 医療機関への受診可否や症状の相談だけでなく、かかりつけ医では相談できないような軽微な育児・子育て相談を実施する。 親や子育て世帯不安・孤立に妊娠前から寄り添い虐待予防を推進する。

	○	離乳食講座	健康課	離乳食づくりの知識と技術の普及及び母子と家族の食生活改善のきっかけ作りの場の提供。
	○	DV等被害者の自立への支援及びDV・性暴力・性犯罪・ハラスメント等未然防止のための取組の充実	平和と人権課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等被害者支援講座 ・DVやいじめ等の被害者の回復（自立）のための講座 ・パネル展示やチラシ配架 ・DV等被害の未然防止の為に啓発、情報共有
	○	専門指導事業	発達・教育支援課	言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング（SST）等を実施する。

施策 (2)-①安心して子育てができる環境の整備

		ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供等	平和と人権課 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 ・SDGs連携推進事業の中で市内事業者へ、自社の取り組みを見返しフォローアップを受けられる機会を設けたり、先進的な取り組みを行っている事業者からの事例紹介を聞く場の提供(産業振興課)
	○	一時預かり	発達・教育支援課	2歳以上の未就学児で障害や発達に遅れや偏りがある子どもの一時預かりを実施。
		保育所入所のひとり親への配慮	保育課	<ol style="list-style-type: none"> (1)利用調整時における優先順位の設定 (2)保育コンシェルジュによる入所相談 (3)市内全認可保育所での延長保育の継続実施 (4)保育料の第一子無償化及び副食費の減免制度
		駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	子育て課	乳幼児親子が気軽に集える「子育てカフェ」を行っている。
		ひとり親家庭ホームヘルプサービスによる支援	子育て課	日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に、一定の期間、生活を援助する者（ホームヘルパー）を派遣し、生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と利用者の自立の促進を図る。所得に応じ利用者負担額あり。

施策 (2)-②住宅支援の強化

	○	離婚直後等のひとり親への住宅支援	セーフティネット コールセンター 財産管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親になりたての方への市営住宅入居のための支援(セーフティネットコールセンター) ・離婚直後等のひとり親への市営住宅の優先定期利用(財産管理課)
--	---	------------------	------------------------------	--

施策 (1)-①全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発

	○	中学校全8校へのデートDV出張講座	平和と人権課	配偶者等からの暴力（DV）の未然防止、早期発見と対応策の強化（連携の強化）
	○	受験生チャレンジ支援貸付事業のリーフレット配布	セーフティネット コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生、高校3年生及びそれらに準じる受験生に対して無利子の貸付を行う受験生チャレンジ支援貸付事業のリーフレットを、学校や各種施設等を通じてすべての子ども及び保護者に対して提供する。
	○	子育て情報の発信	子ども家庭支援センター セーフティネット コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターだより（子ども家庭支援センターの連絡事項や行事予定や子育てひろばの月間予定等の情報提供） ・知っ得ハンドブック、ひとり親家庭のしおり等の漏れのない提供

施策 (2)-①地域活動を通じた連携体制の強化

	○	地域住民主体の子どものための居場所事業	生涯学習支援課 (中央公民館含む)	子どもの居場所づくりに関心のある団体等が連携し、情報を共有する場づくり
	○	子育てサークル・子育て支援グループへの支援	子ども家庭支援センター	子育てサークル・子育て支援グループへの遊具の貸し出しや地域支援ワーカーの派遣、サークル立ち上げ支援、情報提供等の地域の中で友達を見つけられるような機会の提供

施策 (2)-②支援を要する子どもや家庭の情報集約と連携

		困難をかかえる家庭、子どもに関する情報共有、連携及び支援へのつなぎ	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課相互の「困難をかかえる家庭」の情報共有、支援へのつなぎ ・困難をかかえる子どもに関する連絡協議会等各種会議による情報の共有と連携
	○	日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会協議会（要保護児童対策地域協議会）	子ども家庭支援センター	児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深める。

		市民税等の納税相談（生活困窮の訴えがあったり、生活困窮を認知した時は、関連窓口につなぐ）	納税課	納税相談の過程の中で、相談者が生活に困窮しており、かつ子育て中であることが判明した場合、セーフティネットコールセンターに繋げる。
		養育家庭啓発活動	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健全な成長を図るための養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図る 養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを引き続き実施する。
		スーパービジョン	子ども家庭支援センター	
施策 (2)-③関係職員の気づきを促す研修の実施				
	○	配偶者暴力被害者支援担当者研修会、連絡会の実施	平和と人権課	配偶者暴力被害者支援担当者研修会を年1回開催し、講義と情報提供を行う。
		教職員等研修事業	教育指導課	<p>学校管理職研修、初任者研修、10年経験者研修における貧困対策の気づきと連携意識の醸成（気づきと連携の強化） 節目ごとの研修の実施</p> <p>(1)初任者研修：児童・生徒理解（子どもからのサインへの気づきについて） (2)2・3年次研修：2年次、SSWなど関係機関との連携の仕方について、3年次、ゲートキーパーの基礎的知識について (3)中堅教諭研修：事例研究（配慮が必要な保護者とのかかわり方など）</p>